

習志野市教育委員会会議録
(平成24年第9回定例会)

- 1 期 日 平成24年9月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時30分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 星 野 | 龍 |
| | 委 員 | 鈴 木 | 大 地 |
| | 委 員 | 青 木 | 克 己 |
| | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 辻 | 利 信 |
| 生涯学習部長 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部参事 | 植 草 | 満壽男 |
| 学校教育部参事 | 加 藤 | 清 一 |
| 学校教育部参事 | 高 柳 | 英 昭 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長 | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 | 博 |
| 生涯学習部副技監 | 及 川 | 隆 志 |
| 生涯学習部副参事 | 井 澤 | 元 行 |
| 教育総務課長 | 飯 島 | 稔 |
| 学校教育課長 | 小 熊 | 隆 |
| 指導課長 | 村 田 | 均 |
| 総合教育センター所長 | 小松崎 | 修 男 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長 | 浅野目 | 俊 紀 |
| 青少年センター所長 | 新 井 | 嘉 晴 |
| 学校教育部主幹 | 松 本 | 健 志 |
| 学校教育部主幹 | 島 本 | 博 幸 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 典 久 |
| 学校教育部主幹 | 真 田 | 知 幸 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部主幹 | 猪 股 | 昭 喜 |

4 会議内容

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

委員長が

平成24年第8回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（1）いじめ問題等への取組状況及び児童生徒の状況調査について（指導課）

指導課長が

この調査は、本年7月の大津市におけるいじめ自殺事件の報道を機に、全国的にいじめ問題が取り上げられる中、各学校における状況を調査するため、8月に文部科学省より緊急に行われた調査の本市の状況をまとめたものである。

各学校においては多くの学校で年間複数回児童生徒へのアンケート調査を実施しているが、子どもの状況観察を継続的に行う観点から、年間1回実施の学校には今後実施回数について改善が図れるよう指導していく。

その他、校内や関係機関との情報共有、職員の研修等は積極的に取り組まれていると考えられるが、いじめについてはさまざまなアプローチを通して、きめ細かく子どもの状況観察を継続していく必要があるため、今後も、時期を捉えた報告や指導主事の訪問等を通して油断することなく各学区への指導を進めていく、と概要を説明

委員が

いじめについて数値により教育委員会議に報告したのは今回が初めてか、と質問

指導課長が

初めてである、と回答

委員が

いじめの解消の定義はどういったものか、と質問

指導課長が

いじめられた側の子供の訴えや、教員の観察によって状況がはっきりしてきた後、いじめた側、いじめられた側の双方の子供の状況を確認し、状況によってはいじめた側の生徒に指導を行い、謝罪や保護者を呼んでの指導を通して一定の解消とする、と回答

委員が

次のいじめについてのアンケートまでに、いじめの報告がなければ解消とするのか、と質問

指導課長が

時期を捉えて追跡調査をし、未解消の事例はどの程度解消に向かっているかを調べたり、

学期ごとに調査を行ったりして把握している、と回答

委員が

一度解消したいじめが繰り返されることはあるのか、と質問

指導課長が

同じケースが繰り返されることもあり、またいじめの対象が変わることもあるが、いじめの解消に向け、取り組む事には変わらないので根気強く対応していく、と回答

委員が

解決したとしても、いじめられた子をより長期的に見ていく必要があるのでは、と意見

指導課長が

その通りである。いじめはどの子どもにも、どここの学校でも起こり得る問題であり、今現在もいじめが起こっているかもしれないという緊張感、危機感を持ち、観察する眼を鋭くしながら取り組んでいる、と回答

委員が

データが上がってきている件数以外にも、いじめられていても、正直に心情を吐露しない生徒もいるかもしれない。そういった場合はどのように対処するのか、と質問

指導課長が

アンケートの形式にもよるが、無記名でアンケートに答えさせて該当するものを見つけしていく場合や、記名によってある程度はつきりと現状を掴んでいく場合があるが、必ずしもアンケートだけでいじめが調査できるとは考えていない。教員が、子ども同士の人間関係を視ていく目を養うための研修を行ったり、また複数の目で子ども達の様子を観察したりするなど、アンケート調査だけで判断せず、教育相談週間を年2回～3回程度設けて一人ひとりの子どもと話をする中で、いじめの発見に繋がる場合もある、と回答

委員が

記名式、無記名式のアンケート調査の結果で、いじめの申告数に差はあるのか、と質問

指導課長が

多くのアンケートが生活アンケートという形であり、仮にいじめのアンケートとして出した場合、いじめている側の子が予防線を張ってしまう可能性もあるので、多くの場合は生活の悩みやこの頃の勉強の事など全般を捉えた中でいじめに関する項目を必ず入れて答えさせている。記名式、無記名式でいじめの申告数が変わるかという事であるが、大きな差はなく、調査を行うのは学級ごとであり、学級担任は無記名であったとしても文字や様子からおおよその見当は付く、と回答

委員が

いじめられている子どもが、保護者に知られたくない場合もあると考えるが、本人の承知の上で保護者に報告をしているのか、と質問

指導課長が

案件の状況によって大きく変わるものと考えている。中学生の場合、保護者に伝えられることが非常に抵抗のある場合もあるので、十分に保護者と連携をとって、子どもにはその旨をはっきりと伝えず、子どもの為にどのように対応するのが一番か話し合う場合もあるが、どのような場合にも保護者に連絡をすることは欠かさず行っている、と回答

委員が

調査結果の中には、いじめを乗り越えて、傷害、窃盗など類に相当するものがあるが、そのような場合にはどのような対応をしているのか、と質問

指導課長が

保護者に連絡することが解決への第一歩であり、特に犯罪性の高いものについては保護者との連携を必ずとり、どうしても必要な場合は警察との連携も視野に入れて取り組むこととしている、と回答

委員が

いじめた側の児童・生徒についてはどのように対応するのか、と質問

指導課長が

本人については、まずどのようなことを行ったのかを認知・自覚させ、再発防止についても指導を行っていく、と回答

委員が

保護者へのいじめの連絡について、電話での確認はお互いの顔が見えない状態であり、感情的になりやすく危険であるので、保護者とは直接、面会をした方が良い、と意見

委員が

いじめについての校内研修の実施については、校長の自主性が大切である、と意見

委員が

指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎの仕方について指導記録等の資料を用いて引き継ぎを行っている学校がほとんどであり、大変良いことなのでこれからも継続してほしい、と要望

委員が

生徒指導上の具体的な事案に関して、校長への報告や連絡を具体的な事案が生じてから報告が行われていると回答した学校が1件あるが、それでは遅いのではないかと質問

指導課長が

生徒指導や現場のいじめに関する窓口を含め、十分に指導していきたい、と回答

教育長が

学校だけでいじめの問題が解決するものでなく、教師が一生懸命取り組んでも限界があ

る。保護者にどう協力してもらうのか、あるいは地域の方々にどう協力してもらうのか。また地域の方々は、早期発見のため、学校、地域の公民館や図書館などの関係者や教育委員会に話をしてほしい。子どもたちが安全に学校に通えるように努力していきたい。今日いじめは起きていないが明日は起きるかもしれない、午前中は起きていないけど午後は起きるかもしれない。いじめは簡単に起きて、簡単になくなってしまふような感じもする。今回の調査のように、数字で判断することは非常に難しい。子供の健やかな成長を第一に考え、今日頂いた意見をしっかり受け止めて、学校現場に指導していきたい、と発言

委員が

いじめの対策は、早期発見・適切な判断・早期対処の三点が重要であり、この三点のいずれかが欠けると問題がこじれて複雑化していくと思われる。そしていじめをより重要視し、いじめに特化する形でアンケートを取った方が良いのではないかと。

いじめの早期発見・迅速な対応をするには、情報の共有が必要であり、子どもたちの状態を知るにはアンケートが必要であるにも関わらず、年一回だけしかアンケートを実施しないと答えた学校もあるが、非常に少ないのではないかと。一度だけでは心情を吐露しない場合がある。アンケートを重ねることで初めて気持ちを吐露することもあると思うので、なるべく多くアンケートを実施してほしい。また、休暇を挟んだ前後は非常に変化があると考えるので、できるならば学期ごとのアンケートにした方が実態を掴みやすいと考えられる。

また、いじめの判断についてだが、非常に難しいことではあるが、アンケートの分析、調査が必要である。アンケートは経過を見るためにも記名式の方が良いと考えられる。悪質ないじめについてはより一層の細かい対応が必要である。いじめた側の児童・生徒の意識調査も必要であると考えられる、と発言

議案第51号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (教育総務課)

学校教育部主幹が

議案第51号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会で作成するものであり、平成24年第8回定例会において協議していただいた際の意見を踏まえ、修正及び用語解説の追加等を行い、報告書としての形が整ったので、議案として提出するものである。

議決を経た後は、市議会へ報告するとともに、ホームページ等で市民への公開も行い、意見等が寄せられた場合には、来年度の点検・評価に活かしていきたいと考えている、と概要を説明

委員が

総合型地域スポーツクラブ未設立地域の早期解消について、解消の見通しの現状はどうなっているのか、と質問

生涯スポーツ課長が

解消という点では、非常に難しい状態にあるのが現状である。クラブを作るための人、クラブを作るための場所が確保できない為、進捗できていない。現在、総合型スポーツ

ラブが無い地域で活動している指導員に、再度総合型スポーツクラブに協力してもらえるかを含めアンケートを実施しているところである、と回答

委員が

「早期解消」というのが毎年課題になっているように感じる。スポーツ推進委員の方々等の活動の一つの大きな柱になるはずなので、「早期解消」というこの文章が今後の課題にならないようお願いしたい、と要望

委員が

教員の研修の中で、正規教員ではない市で採用されている教員の皆さんの研修も一生懸命取り組んでいて、大変良いことであるのでこれからも指導力向上をめざし努力して頂きたい、と要望

委員長が

平成23年度は教育基本計画の折り返し地点である。計画当初の14の重大施策は維持されていることは素晴らしいことであるが、昨年3月の東日本大震災の後、習志野市の教育関係施設も大きな被害を受けた為、予期せぬ新たな事業の追加・変更を余儀なくされ、予算化の措置が必要となっていた。習志野市は非常に財政が逼迫している状況で、その中の予算の計上は多難であったと思うが幸いなことに教育委員会の一丸となった努力によって、無理難題を切り抜けることができた。事業というものは物心両面にあたって遂行することであり、今まではどちらかという「物」の方を重視してきたが、これから重要となってくることは「心」の問題であると思う。「心」といえば教育の質であり、教育委員会としては一番の活躍の場であるので期待している。その中でもいじめの対策や、高齢化社会において生涯教育の充実を図ることが課題である。「心」の課題というものは残念ながら予算の計上だけでは当然解決できないものであり、正に教育委員会の質が問われる場であるので、衆知を結集してこの難題に取り組んでいただきたい、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第52号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について (生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

本議案は、習志野市教育委員会行政組織規則にある生涯スポーツ課の事務分掌二点について整理をしようとするものである。一点目は、平成26年度に開催される全国高等学校総合体育大会における水泳体育大会に関する業務が日常化してきたことや11月には習志野市における実行委員会の設立を予定していることから生涯スポーツ課の事務分掌として明確にする為、「全国高等学校総合体育大会に関すること」を追記しようとするものである。二点目は、「スポーツ障害保険に関すること」については、昨今入会申請がインターネットを通してできるようになるなど事務手続きの簡素化が進み、生涯スポーツ課における業務も申請書類等を窓口配置するに留まっており、事務分掌に位置付ける必要性がないと判断したことから削除し整理しようとするものである、と概要を説明

委員が

市民が、例えば子供をスポーツ障害保険に加入させる際、問題が起こった時に生涯スポーツ課はパンフレットを配るだけで苦情・相談は受け付けないのか、と質問

生涯スポーツ課長が

その点については今まで通り、生涯スポーツ課で実施する、と回答

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第52号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言